

平成11年度  
帰国研修員フォローアップ調査団報告書  
—薬物犯罪取締セミナーII—

平成13年3月

JICA LIBRARY



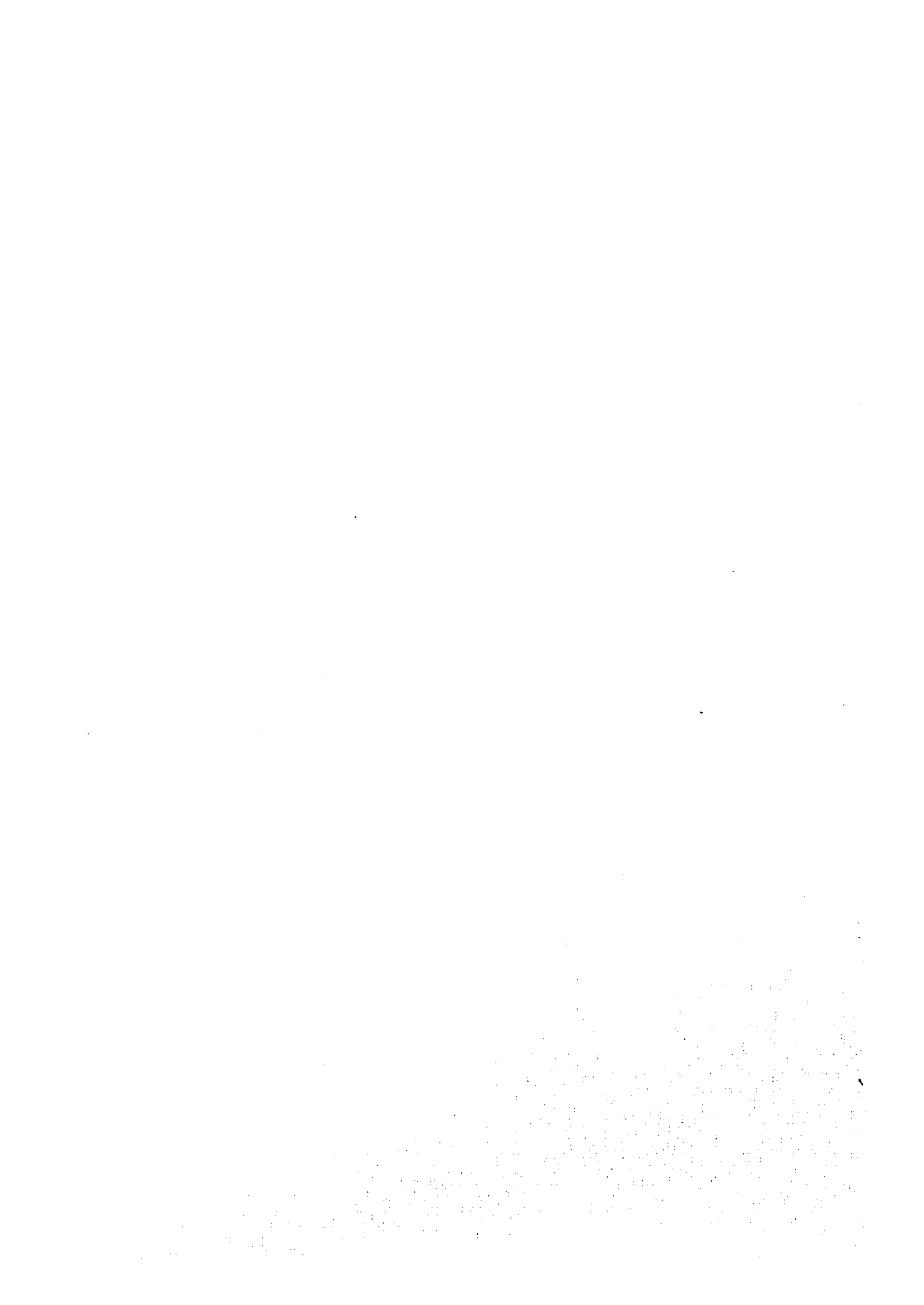
J1168186(3)

国際協力事業団  
東京国際研修センター

東国セ

JR

99-299







平成11年度  
帰国研修員フォローアップ調査団報告書

－薬物犯罪取締セミナーII－

平成13年3月

国際協力事業団  
東京国際研修センター



1168186[3]

## 序文

本報告書は国際協力事業団が実施している集団研修コース「薬物犯罪取締セミナーII」に参加した帰国研修員に対するアフターケア事業の一環として、平成12年2月20日から3月4日まで、フォローアップ調査団をラオス、ヴィエトナムの2カ国に派遣し、現地で開催した公開セミナーについて、また研修員所属機関、各関係機関への訪問ならびに帰国研修員との面談を通じ、研修効果の確認、評価、今後のニーズに係る調査結果についてとりまとめたものです。

本書により、当該分野における各国の実状、帰国研修員の活動状況および研修に係わる要望について、関係各位より深いご理解を頂き、同時に今後のよりよい研修コースの実施、運営の参考になれば幸甚と存じます。

なお、本フォローアップ調査の実施にあたり、多大な協力を賜った警察庁及び現地において数々のご指導とご協力を賜った在外公館、JICA派遣専門家、帰国研修員ならびに関係機関各位に対し、心からお礼を申し上げます次第です。

平成13年3月

国際協力事業団  
東京国際研修センター  
所長 岩口 健二

ラオス



内務省麻薬取締室にて  
帰国研修員と面談



ラオス国家薬物対策委員会  
にて帰国研修員と面談





公開技術セミナー開会式  
於：Novotel Hotel



公開技術セミナーでの  
薬物鑑定技術紹介  
(田中専門家)

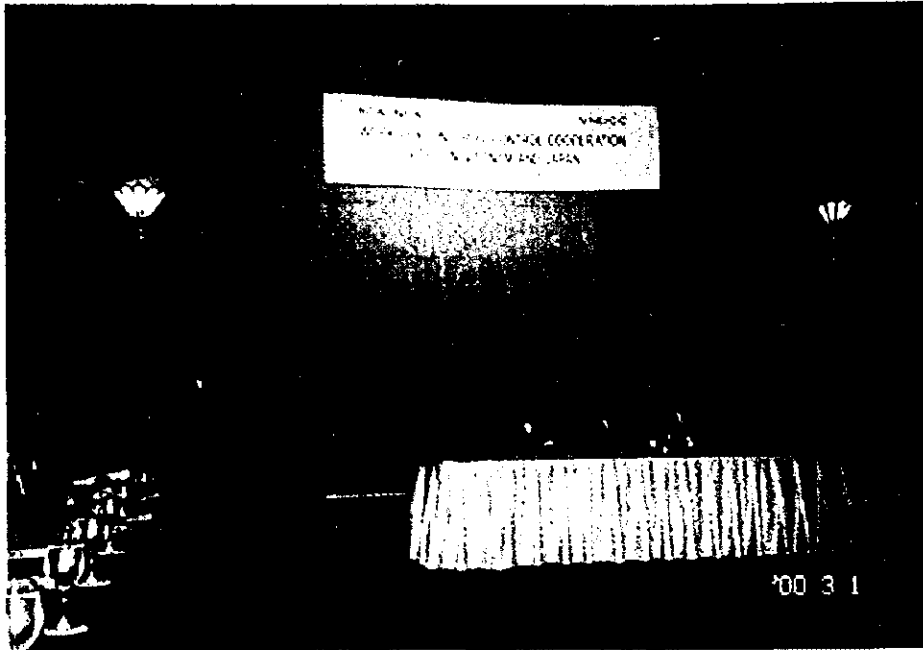
## ヴェトナム



公安省警察総局国際部にて  
帰国研修員と面談



ヴェトナム国家薬物統制  
委員会にて  
帰国研修員と面談



公開技術セミナー開会式  
於：Melia Hotel



## 目次

I	コース概要	
1	セミナーの目的・背景等	1
	(1) 目的・背景	
	(2) 設立年度及び経緯	
2	到達目標	
3	研修員参加資格要件	
4	研修項目	
II	調査概要	3
1	派遣目的	
2	派遣国・派遣期間	
3	団員構成	
4	調査方法	
5	帰国研修員数	
6	調査日程	
III	ラオス調査結果	5
1	当該分野の概況	
	(1) 薬物情勢	
	(2) 薬物取締組織	
	(3) 薬物対策	
2	本研修コースの成果の活用・普及状況と問題点	
3	本研修コースへの評価及び今後の展望等	
IV	ヴェトナム調査結果	9
1	当該分野の概況	
	(1) 薬物情勢	
	(2) 薬物取締組織	
	(3) 薬物対策	
2	本研修コースの成果の活用・普及状況と問題点	
3	本研修コースへの評価及び今後の展望等	
V	公開技術セミナー実施概要	13
VI	添付資料	19
	主要面談者リスト	
	帰国研修員リスト	
	クエスチョネア集計表	

# I 薬物犯罪取締セミナーII コース概要

## 1 セミナーの目的・背景等

### (1) 目的・背景

覚せい剤・麻薬等の薬物の乱用は、世界各国で直面している共通の問題となっており、各国において薬物犯罪の取締り及び薬物禍防止のための施策が積極的かつ協力を推進されている。しかし、薬物犯罪は国際性が強く、これを根絶するためには一国だけでなく、地球的規模で、でき得る限りの施策を講ずることが必要不可欠であり、その対策は国連、サミット等各種の国際会議の場での協議が繰り返されるなど緊急の課題となっている。

このような現状を踏まえ、本セミナーは、中央政府機関の薬物犯罪取締り法執行機関の責任者を対象に、覚せい剤・麻薬等の薬物禍を根絶するための取締り施策について比較研究することにより、有効適切な施策を見出すとともに、国際捜査体制の強化を目指し、関係各国相互間の理解と協力関係を一層深めることを目的とする。

### (2) 設立年度及び経緯

前述の背景から昭和37年度に麻薬関係研修コースがアジア6カ国を対象に開設され、その後毎年実施され本年度に至る。

なお、平成2年度見直し・評価の結果、フェーズIIに移行し、これに伴い名称を「麻薬犯罪取締セミナーII」と変更し、さらに、すでに麻薬以外の薬物も含めて取締りを行っている実情に鑑み、平成9年度から「薬物犯罪取締セミナーII」と改めた。平成12年度でフェーズII実施第10回目となる。

## 2 到達目標

本セミナーでは、前述の開催目的を達成するため次の点を目標とする。

- (1) 日本及び参加各国が、それぞれ薬物犯罪の現状を認識し、各種の取締り施策について理解すること。
- (2) 薬物禍根絶のため取締り施策について研究、討議を行い、問題点の所在の把握とその解決方策を見出すこと。
- (3) 国際的な捜査協力のため、参加者間のネットワークを築くこと。

## 3 研修員参加資格要件

- (1) 中央政府機関の薬物犯罪取締り法執行機関の課長、またはそれと同レベルの上級幹部であること。
- (2) 年令が30～40歳代であること。
- (3) 薬物犯罪の取締りに3年以上の経験があること。
- (4) 鑑識技術の知識を有すること。
- (5) 英語が堪能であること。

## 4 研修項目

別添研修日程（1999年度）参照

1999年度薬物犯罪取締セミナーII日程(案)

月 日	曜	午前 (10:00~12:30)	午後 (14:00~17:00)	
10/11	月	来 日		
12	火	ブリーフィング/プログラムオリエンテーション (201AB)		
13	水	開講式 (10:30~11:30) (202AB) (2階特別会議室/来賓控室)	講義 1 (日本警察の概要・ 薬物対策) (201AB)      講義 2 (シグチャ-アタシス) (201AB)	
14	木	講義 3 (暴力団対策) (201AB)	発表・討議 (各国の薬物情勢とその対策) (201AB)	
15	金	発表・討議 (各国の薬物情勢とその対策) (201AB)		
16	土	交番視察(箱根)		
17	日	休 日		
18	月	発表・討議 (各国の薬物情勢とその対策) (201AB)		
19	火	検討会 (ケーススタディ) (201AB)	検討会(捜査技術) (201AB)	
20	水	移 動(東京→神戸)	地方研修(神戸)	
21	木	地方研修(神戸)	移 動 (神戸→京都)      地方研修(京都)	
22	金	地方研修(京都)	移 動(京都→東京)	
23	土	休 日		
24	日	休 日		
25	月	クイズ& ゲーム (201AB)	検討会 (捜査技術) (201AB)      府中刑務所見学	
26	火	検討会 (地域分科会) (201AB/2階大会議室)		検討会(総括討論会) (201AB/ 2階大会議室)
27	水	評価会 (10:00~11:45) (202AB)	閉講式 (12:00~12:30) (201AB) (2階特別会議室/ 来賓控室)	パーティ (13:00~14:30) (201AB)
28	木	帰 国		

## II 調査概要

### 1 派遣目的

本チームは、国際協力事業団が技術協力の一貫として実施している研修員受入事業のアフターケアの一貫として派遣するものであり、以下を主たる目的とする。

- (1) 帰国研修員に限らず、当該分野の関係者を広く対象にして、公開技術セミナーを開催し、当該分野の日本の最新の情報を提供する。
- (2) 帰国研修員の所属機関を訪問、帰国研修員と面談し、日本での研修の成果の活用状況を調査し、コースの改善に反映させる。
- (3) 当該分野の水準、問題点及び研修ニーズを調査し、コースの改善に反映させる。

### 2 派遣国・派遣期間

派遣国：ラオス、 베트남

派遣期間：平成12年2月20日～3月4日（14日間）

ラオス 2月21日～2月26日

ベトナム 2月27日～3月4日

### 3 団員構成

総括（団長）：警察庁生活安全局薬物対策課 課長補佐 古川 裕也

技術指導：警察庁生活安全局薬物対策課 係長 篠崎 ほし江

企画・調整：国際協力事業団東京国際研修センター研修第一課 柿田 美恵子

### 4 調査方法

事前調査・現地調査双方において可能な限り広範な資料の収集・整理を行うとともに、帰国研修員へのクエスチョネアの送付・回収及び面談、所属機関・関係機関への訪問、関係施設の視察により調査を実施した。

### 5 帰国研修員数

ラオス 6名

ベトナム 4名

## 6 調査日程

## 平成11年度薬物犯罪取締セミナーII 帰国研修員フォローアップ調査日程

日順	月日	曜日	時間	内 容	宿 泊 地
1	2/20	日		成田発 (10:30) TG641→バンコク着 (15:30)	バンコク
2	2/21	月	11:00 14:00 15:30	バンコク発(08:20)TG690→ヴィエンチャン着(09:30) JICAラオス事務所打ち合わせ 在ラオス日本国大使館表敬 Committee for Investment and Cooperation (首相府国際協力室投資協力委員会) 訪問	ヴィエンチャン
3	2/22	火	09:00 11:00 14:00	Lao National Commission for Drug Control and Supervision (ラオス国家薬物対策委員会) 訪問 Ministry of Finance (大蔵省関税局) 訪問 Counter Narcotic Office, Ministry of Interior (内務省麻薬取締室) 訪問	ヴィエンチャン
4	2/23	水	13:30 ～ 16:30	公開技術セミナー開催	ヴィエンチャン
5	2/24	木	09:00 ～ 16:45	公開技術セミナー開催	ヴィエンチャン
6	2/25	金	09:00 10:30	JICAラオス事務所報告 在ラオス日本国大使館報告	ヴィエンチャン
7	2/26	土		ヴィエンチャン発 (10:35) TG691→バンコク着 (11:40)	バンコク
8	2/27	日		バンコク発 (08:30) TG682→ハノイ着 (10:15)	ハノイ
9	2/28	月	09:00 14:00	VNDCC (ヴェトナム国家薬物統制委員会) 訪問 JICAヴェトナム事務所打ち合わせ	ハノイ
10	2/29	火	09:00 10:30 14:00 15:30	Ministry of Planning and Investment (計画投資省) 訪問 Interpol Office, General Department of Police, Ministry of Public Security (公安省警察総局ICPO担当部) 訪問 International Relation Department, General Department of Police, Ministry of Public Security (公安省警察総局国際部) 訪問 帰国研修員との面談 (於: VNDCC)	ハノイ
11	3/1	水	09:00 ～ 17:00	公開技術セミナー開催	ハノイ
12	3/2	木	09:30 ～ 11:00 14:00	公開技術セミナー開催 Department of Drug Crime Prevention, General Department of Police, Ministry of Public Security (公安省警察総局薬物対策部) 訪問	ハノイ
13	3/3	金	09:00 14:00 15:30	VNDCC (ヴェトナム国家薬物統制委員会) 訪問 JICAヴェトナム事務所報告 在ヴェトナム日本国大使館訪問	ハノイ
14	3/4	土		ハノイ発 (11:20) CX794→香港着 (14:20) 香港発 (15:30) NH910→成田着 (20:15)	



### Ⅲ ラオス調査結果

#### 1. 当該分野の概況

ラオスでは、北部山岳部においては経済的に薬物栽培に頼っている状況にあり、また、地理的な要因から覚せい剤問題が急速に拡大している。

ラオス政府では、薬物問題を重要な問題と捉え、各省庁からなる国家薬物対策委員会を設立し、薬物対策を推進しているが、調査過程において財政難、資機材不足等の説明が多く聞かれた。

#### (1) 薬物情勢

ラオス国内では、けしと大麻が生産されており、世界第3位のあへん生産国となっている(1999年国連薬物統制計画資料)。96年から97年にかけての調査では、約123トンのあへんが生産され、6万3,000人が中毒、6万9,000世帯が経済的にあへんに頼っているという結果であった。

モン族等山岳民族は、薬品、病院が十分でないため薬の代わりにあへんを使用している。また、山岳部では、米が栽培できないので、あへん栽培により収入を得ているという状況にある。

あへんが北部山岳地域で生産されているのに対し、大麻は、中部、南部の特に海外へ輸出しやすい地域で生産されている。大麻生産は、商業目的で大量に取り引きされ、外国人が資金等を提供している。

一方、都市部の状況をみると、96年の調査では薬物使用者は1,100人になっており、98年から99年にかけては、ヤーパー(錠剤覚せい剤)がタイから流入した結果、学校等でも乱用がみられるようになってきている。

主要な薬物生産、消費国と長い国境を接している地理的な要因からラオスは急速にATS(Amphetamine Type Stimulants:覚せい剤)のトランジットカントリーとなった。国境での抜け道が数多くあり、メコン川と接しているので薬物取引の中継地として不正薬物取引業者にとっては、非常に魅力的な地域となっている。

ATSについては、ラオス側の発表では、メコン川を渡った近隣諸国で密造されているということであるが、ラオス国内での大規模なATS密造所の摘発の事例もある。

1999年のATSの押収量は、ATSがラオスで初めて押収された1996年の10倍に増加したが、このATSの急速な広がり、東南アジアの一般的な情勢と一致している。

ヘロインの不法取引は ATS に取って代わり、ここ 2～3 年減少している。1999 年の各薬物の押収量は、覚せい剤約 93 万錠、生あへん約 226kg、ヘロイン約 17kg、大麻約 2,186kg であった。また、1999 年の薬物事犯検挙は 145 件、356 人で、外国人検挙人員は 10 人であった。

## (2) 薬物取締組織

ア ラオス国家薬物対策委員会 (LCDC : Lao National Commission for Drug Control and Supervision)

1990 年 4 月に設立、治療から法執行まで薬物対策各分野の総合調整を行っている。外務省、内務省、厚生省、教育省、農林省及び薬事局、関税局で構成されており、代表者には薬物対策担当大臣が就任している。現在、外務省内に事務局を設置。

イ 内務省麻薬取締室 (CNO : Counter Narcotic Office)

1992 年 8 月、内務省内に薬物取締の専従班 (30～50 名体制) として設置された。以前は CNO が各県へ派遣されていたが、現在は 7 地方に薬物取締隊 (CNU : Counter Narcotic Unit、7～8 名体制) が設立されている (2000 年に更に 2 カ所設立予定)。

ウ 大蔵省関税局

通関業務を通じ薬物密輸事件の発見、検挙に従事している。全国に 17 カ所の事務所、40 カ所のチェック・ポイントがある。

## (3) 薬物対策

1986 年以降、ラオス政府は外国との協力を開始し、89 年からは UNDCP (国連薬物統制計画) との協力が始まった。90 年に LCDC を設立、92 年には CNO を創設し、薬物法執行の能力の拡大を積極的に実施している。

1996 年には薬物不法取引に対し、刑法 135 条を改正し、罰則を最高終身刑にまで強化した。

国際協力に関しては、ミャンマー、中国、米国等と協定を結んでおり、タイとは対策協議を実施している他、スイス、ヴィエトナムとの交流が予定されている。

現在、ラオスでの最大の問題はヤーバーで、ラオス政府では薬物対策として、危険性についての広報・啓発、学校・病院等のインフラ整備、厳格な法執行の三点を重点方針としている。

## 2. 本研修コースの成果の活用・普及状況と問題点

研修員は帰国後ラオスにおいて薬物取締機関の重要幹部ポスト（LCDC 副事務局長（法執行責任者）、税関局長、内務省薬物取締室情報・捜査課長等）に就いており、実際に対策、捜査の現場やラオス国内の研修において、日本で習得した知識、技術をもとに部下に指導を行っている。

現在ラオスは北部対策に力を入れているが、帰国研修員はその取締の責任者として派遣されている。また、現在 ICPO（国際刑事警察機構）部門の幹部である帰国研修員は、研修で得た薬物対策における国際協力に関する知識を幹部として就任している ICPO（国際刑事警察機構）部門で活用している。

このように、研修で習得した薬物知識、捜査技術等を活用できる立場にあり、実施しているが、組織の理解はあるものの、財政難、資質を備えた人材の不足、装備資機材不足のため、十分に活用できない状態にある点が強調された。

具体的には、薬物犯罪歴を登録するコンピューターや薬物を発見する X 線等がない、薬物犯罪組織側は携帯電話、車両等備えているが、取り締まる側にはこれら取締に必要な装備が相当不足している、各県からヴィエンチャンに取締官を集め研修を行ったが、ラオスには専門的な講師がいない、という状況で、取締用資機材の日本からの援助、専門家の派遣の期待がうかがわれた。

また、ラオスは技術的にレベルが低く、タイ等隣国との差が大きいいため、取締の厳しいタイを逃れラオス側に流れてくるといった状況が生じている。

## 3. 本研修コースへの評価及び今後の展望等

本研修全般に関する評価はラオス政府、帰国研修員共に高く、特に、技術協力を担当している首相府国際協力室投資協力委員会では、薬物対策関係の援助は少ないことから今後も引き続き本研修への招聘の要請を受けた。なお、LCDC からは、迅速な手続きを進めるために、招へい状が協力投資委員会へ提出されると同時に LCDC にも連絡がほしいとの要請があった。

また、帰国研修員が現在、薬物対策関係機関の要職に就き、ラオスの薬物対策の中核を担っていることから、ラオス政府内における本研修コースの評価の高さがうかがえる。

本研修コースの、講義、討論、研修旅行の各プログラムについて、帰国研修員からは、いずれも有益であるとの評価を得ている。

ラオス政府内での高い評価と成果に対し、本研修コースへの招聘を継続することにより、ラオス国内における、薬物対策指導者のさらなる育成に資する必要が認められる。

また、ラオスから日本への派遣は、人数も限られてしまうので、日本の専門家がラオスに派遣されれば、より多くのラオスの捜査官が研修を受けられる

ことができ、効果的であるとの意見が投資協力委員会よりだされたが、より広範囲な技術移転という観点からは、専門家の派遣についてもその検討の必要性があると思われる。

## Ⅳ ヴィエトナム調査結果

### 1. 該当分野の概況

ヴィエトナムはインドシナ半島に位置し、世界におけるあへんとヘロインの主要な供給源である「ゴールデン・トライアングル」及び「ゴールデン・クレセント」圏の影響下にある。国土は、S字型の地形で、南北の距離が2,000kmに渡り、海岸線は約3,000km、約2,000kmの（陸地の）国境を有する。特に陸地の国境はアクセスが難しく、国境地域における取締活動の障害となっている。一方、反対に、薬物不正取引を行う者にとってはこの地理的状況が好都合になっている。

ヴィエトナムは、ドイモイ政策以降、社会主義市場経済に移行し、世界各国との交流が始められた。この経済の活性化は、ヴィエトナムの生活水準等の向上をもたらした反面、政治の腐敗及び治安の悪化、特に薬物犯罪を含め治安の混乱をももたらした。

ヴィエトナム政府は、中央から地方まで一貫した薬物対策の実施及び国際協力を推進するため、1998年、副首相が委員長、公安省大臣が副委員長、14の薬物対策関係省庁の長を委員とするヴィエトナム国家薬物統制委員会を設置し、薬物対策を推進しているが、山岳地帯での少数民族のあへん乱用に加え、最近ではモルヒネ、ヘロイン、大麻、コカイン、覚せい剤、その他合成薬物の乱用が拡大傾向にある。

#### (1) 薬物情勢

あへん戦争以後、ヴィエトナムにあへんが持ち込まれ、現在でも北部国境付近でけしの栽培、あへんの生産が行われているが、その生産高は減少傾向にある。主な乱用薬物は、山岳地帯の少数民族の間ではあへんが中心であったが、最近ではモルヒネ、ヘロイン、大麻、コカイン、覚せい剤、その他合成薬物が乱用されている。

ヴィエトナムは、ゴールドトライアングルと近く、長い国境線を有するという地理的な条件により、ゴールドトライアングルで密造されるあへんやヘロインの中継国となっている。これらあへんやヘロインは、ヴィエンチャン（ラオス）→ホーチミン（ヴィエトナム）→オーストラリア及びプノンペン（カンボディア）→ハノイ（ヴィエトナム）→欧米といったルートで密輸されている。

この結果、国内で薬物の貯蔵、運搬、取引、乱用等の事例が増加しており、密輸が本格的に組織化されつつある。

こうした薬物密輸には外国人が関与している事例が多く、その背景には、開放政策や国内経済の発展に従ってヴェトナムへの旅行者が増加しているなどの事情がある。

1999年にヴェトナムの法執行機関は薬物関連犯罪で11,768件、22,835人を検挙し、ヘロイン65.59kg、あへん495.35kg、大麻400.1kg、覚せい剤97,335錠、麻薬性医療用アンプル115,595本、合成麻薬6,025錠を押収した。また、48件の大事件を検挙したが、中には、検挙に至るまで、数年がかりのものや、国際的な事件もあった。主な国境地域4地方における薬物取締活動で、全件数の57%、全検挙者の68%を占めている。

1999年人民最高裁等の報告によると、6,804件、9,735人の起訴された薬物犯罪人のうち82人が死刑、137人が終身刑、2,975人が10～20年の禁錮刑となっている。

## (2) 薬物取締組織

ア ヴィエトナム国家薬物統制委員会 (VNDCC : Vietnam National Drug Control Committee)

1998年、薬物対策に関する計画立案と国際協力の推進のため、それまでの国家薬物取締計画 (VNDCP : Vietnam National Drug Control Programme) に代わり設置された。副首相が委員長を、公安省大臣が副委員長をつとめており、14の薬物対策関係省庁の長が委員になっている。事務局は公安省に設置されており、委員会のネットワークは、国中の61の県、都市で設立され、中央から地方まで一貫して、組織的に実施される薬物取締活動を促進するものである。

イ 公安省警察総局薬物対策部門 (Narcotic Prevention and Suppression Department, Police General Department, Ministry of Public Security)

公安省警察総局はその下に17の部門を有している。薬物取締に関しては刑事警察、科学捜査研究所、ICPO等も関係しているが、薬物関連事犯の防止と取締を専門に担当する部署として薬物対策部門が設置されている。

## (3) 薬物対策

1900年代の早い時期から、ヴェトナム政府は薬物問題の重要性と危険性を認識し、特に地方における薬物取締活動に力を注いでいる。1993年には、少数民族及び山岳地域委員会内にヴェトナム国家薬物取締委員会 (VNDCP) を設立し、1998年に、VNDCPに代わるものとして、副首相を委員長とするヴェトナム国家薬物統制委員会 (VNDCC) が設立された。

1998年、政府は1998～2000年にかけての薬物取締アクションプランを採

択し、1999年には、反薬物活動に取り組む全国的なキャンペーンを打ち出した。

薬物取締活動の法的な基礎を創設するため、1997年にベトナム政府は、公式に薬物3条約を批准し、近隣諸国との国境を越えた薬物取締協力を向上させるため、他の東南アジア諸国との覚書及びサブリージョナルアクションプランを締結する等、いくつかの協定、条約、覚書を締結した。

1996年からベトナムはASEANの公式メンバーとなり、それ以来、ベトナムはASEANAPOL、HONLEA（薬物取締機関長会議）等での薬物対策活動に取り組んでいる。

ベトナム刑法では、以前は薬物犯罪については2条のみであったが、現在は14条ある。現在、薬物法案が国会の承認を得るため提出されており、2000年中に完成させる事が急がれている。

## 2. 本研修コースの成果の活用・普及状況と問題点

本コースの帰国研修員4名のうち3名が、ベトナムの薬物対策の中核機関であるVNDCCにおいて中堅幹部として薬物対策関係の職務に就いており（他1名は警察総局ICPO部門に所属しており、薬物取締と十分関連している。）、日本で習得した知識、技術を活用している。

具体的な活用状況としては、帰国後薬物取締部門において講義を行った、研修の講義での法執行機関間のジョイント・アクションに関し、機会あるごとに同僚やスタッフに国内、国際間のジョイント・アクションの重要性を強調しているという報告があった。研修で配布された資料はベトナム語に翻訳され、スタッフに配布されている。

また、本コースにおける研修成果の活用として、帰国研修員から有効と評されたのが、各国からの参加研修員との人脈である。薬物不正取引は仕出国、中継国、消費国と国境を越え敢行されており、その取締に関しては、施策及び捜査（情報交換）両面において国際協力が不可欠であるが、各国において薬物対策部門の要職に就いている他の研修員との人脈が、帰国後の職務での国際協力において非常に有効となっている。

しかし、インフラ整備の遅れや法執行機関における必要なリソースの不足等が、研修での経験や知識を現在の仕事に適応させる障害となっているとの指摘もあった。

## 3. 本研修コースへの評価及び今後の展望等

覚せい剤の不正取引、乱用の急速な拡大が懸念されるなか、覚せい剤に関する知識等を提供する本セミナーに対する評価は高く、薬物取締分野に関する

日本への支援の期待も高い。また、研修結果についてはレポートを提出させるほか、配付資料をヴィエトナム語に翻訳し、他のスタッフに配布するなど組織としてのアフターケアがなされていることから、ヴィエトナム政府における本コースの評価の高さがうかがえる。

本研修コースの、講義、討論、研修旅行の各プログラムについて、帰国研修員からは、何れも有益であるとの評価を得た。取り上げる内容の希望としては、新種の薬物に関する情報、薬物犯罪の手口等が挙げられたほか、相互理解強化のため、情報交換の場の提供要望があった。また、インフラ整備の遅れや法執行機関における必要なリソースの不足等が、研修での経験や知識を現在の仕事に適応させる障害となっているとの指摘もあった。訪問先各機関からは、薬物取締スタッフの能力向上のためのトレーニング等への協力、薬物探知資機材援助等の要望が出された。

今回の公開セミナーの開催に際しては、VNDCCの全面的な協力を得たが、これも本研修コースに対しての評価と薬物取締問題に関するヴィエトナム政府の日本への期待の表れと思われ、今後もセミナーを通じてこれに応える必要性がある。

なお、公安省警察総局薬物取締部からは、研修員の選定にあたっては、実際の捜査に携わる人物がふさわしいとの意見が出された。

また、ヴィエトナムの法執行機関のみを対象とするセミナー開催の要望が出された。



## V 公開技術セミナー実施概要

(ラオス)

### 1 開催日時・場所

平成12年2月23日、24日（於：ヴィエンチャンホテル）

スケジュールは下記の通り

2月23日（水）

13:30 開会式

挨拶（JICA 所長、調査団長、LCDC 事務局長）

14:30 ラオスの薬物対策（LCDC 事務局長）

15:15 JICA の活動紹介

15:45 日本警察の活動紹介

2月24日（木）

09:00 日本及び近隣諸国の薬物情勢及び覚せい剤概論、覚せい剤密造  
について

12:00 レセプション

14:30 日本における薬物捜査手法の紹介：薬物予試験デモンストレーション（X チェッカー、マルキス、大麻）

15:30 コーヒーブレイク

15:45 質疑応答

16:15 閉会式

### 2 参加機関

ラオス国家薬物統制委員会（LCDC）、内務省薬物取締室、税関、入国管理局他（約30名参加）

### 3 概要

ラオスでは、薬物に関する経験・知識が不足している状況で、薬物の予試験を実施したが、使用法もあまりわからないようであった。参加者は、特に本セミナーで行われた覚せい剤の危険性についての講義に聞き入っていた。当国では、当事業団が警察分野での援助を行っていることもあまり知られていない状況で、皆、真剣にセミナーに参加していた。

#### （LCDC 事務局長開会式挨拶概要及びラオスの薬物対策）

ラオスでは、1986年以降、他国との国際協力が始まり、89年から UNDCP との協力が開始された。同年に国家薬物統制委員会（LCDC）が設立され、91年、UNDCP による初めての薬物に関する調査が実施された。

ラオスでは、山岳部（地方）と都市部の薬物問題が異なる。96年から97年にかけて実施された北部山岳部における薬物に関する調査では、あへんの生産は123トン、6万3,000人が中毒、6万9,000世帯が生活のため（経済的に）あへんに頼っているという結果であった。LCDCでは代替作物（果物等）、学校、病院の整備、サービス業などの職業の創設等の方針を打ち出し、あへんの生産量は50kgまでに減少したが、薬、病院の不足や資金を得るためにモン族等山岳民族は依然としてあへんを栽培している状況である。

一方、都市部では、96年の調査で薬物使用者が1,100人という結果であった。98年から99年にかけてヤバーがタイから流入し、学校でも見られるようになってきている。

ラオスで密造されても乱用されるのは他国であったり、ゴールデン・トライアングルを中心に投資家がいて薬物犯罪を企てたりしており、薬物取締においては国際協力が必要不可欠である。

国際協力の実績としては、ミャンマー、中国、米国と会議や協定を結んでいる。タイとは協定はないが、薬物対策についての協議を行っている。他にも、今後スイス、ヴェトナムとの交流を予定している。LCDCは現在、外務省内に設置されているが、将来的には独立した組織にしたい。

## （ヴェトナム）

### 1 開催日時・場所

平成12年3月1日、2日（於：ハノイメリアホテル）

スケジュールは下記の通り

3月1日（水）

09:00 開会式

各機関代表挨拶（VNDCC、調査団、日本大使館）

参加者自己紹介

記念撮影

10:00 コーヒー・ブレイク

10:30 日本及び近隣諸国の薬物情勢及び覚せい剤概論

12:00 昼食

14:30 覚せい剤密造について

15:00 ヴェトナムの薬物情勢及び取締活動

16:00 コーヒー・ブレイク

16:30 JICAの活動紹介

17:00 日本警察の活動紹介

17:30 レセプション

3月2日(木)

09:30 日本における薬物捜査手法の紹介：薬物予試験デモンストレーション(Xチェッカー、マルキス、大麻)

10:30 総括・質疑応答

11:00 閉会式

## 2 参加機関

公安省薬物取締部、国際協力部、ICPO、国境警備隊、税関、UNDCP等(約30名参加)

## 3 概要

評価会では、セミナーの内容は大変業務に役立つものであったとのコメントが多くあった。

また、予試験試薬を使い、薬物犯罪に早期に対応できるようにしたい(国境警備隊、税関)等のコメントがあった。

### (薬物情勢)

ヴェトナムはインドシナ半島に位置し、世界におけるあへんとヘロインの主要な供給源である「ゴールデン・トライアングル」及び「ゴールデン・クレセント」圏の影響下にある。S字型の地形で、南北2,000kmに渡り、海岸線は3,000km、約2,000kmの国境、深海40kmに及ぶ100万km<sup>2</sup>の領海を有する。ヴェトナムの国境線はアクセスが難しく、国境地域における取締活動や共同活動の多くの障害となっている一方、薬物不正取引を行う者にとっては優位になっている。

ドイモイ政策以降、ヴェトナム経済は、社会主義市場経済に移行し、世界各国との交流が行われるようになった。経済を活性化させ、生活水準が向上したという面で効果的であったが、政治と治安、特に薬物犯罪の混乱を伴うこととなった。

最近のヴェトナムにおける不法薬物取引、貯蔵、移送、使用の状況は、依然増加しており、また、巧妙化している。以前は、ヴェトナムにおける主な乱用薬物は、特に山岳地帯の少数民族の間ではあへんであったが、最近ではモルヒネ、ヘロイン、大麻、コカイン、覚せい剤、その他合成薬物が乱用されており、これらはあへんの何倍もの効果があり、不法にヴェトナムを通過している。また、乱用パターンは吸引、吸入、注射、飲み込みなど多様である。

ヴェトナムではけし栽培地域の撲滅に焦点を当てているが、現在、ヴェトナムの薬物はほとんど海外から様々な形態、ルートで不法に運び込まれたものである。薬物犯罪は緊密なネットワークで組織化され、年々その手法と活動地域は変化している。

昨年（1999年）のベトナムにおける薬物治療及びリハビリテーション活動は効果的ではなく、中毒に戻ってしまう割合は依然として高く約80～90%で、監視活動と治療後のケアは不十分である。薬物乱用と犯罪の増加は、若者世代の荒廃の危険を生み出すという、社会不安の要因になっている。

1990年代の早い時期から、ベトナム政府は薬物問題の重要性と危険を認識し、地方における薬物取締活動に力を注いできた。1993年、少数民族及び山岳地域委員会内にベトナム国家薬物取締計画（VNDCP）を設立し、薬物取締マスタープラン（1996-2000）のもと、1998年、VNDCPに替わるものとして、ベトナム国家薬物統制委員会（VNDC）を設立することにより、これが薬物取締分野での確立したガイダンスを適用するターニングポイントとなった。

薬物取締活動の法的な基礎を創設するため、1997年にベトナム政府は公式に薬物3条約を批准し、近隣諸国との国境を越えた薬物取締協力を向上させるため、いくつかの協定、条約、覚書を締結した。1996年からベトナムはASEANの公式メンバーとなり、それ以来、ベトナムはASEANAPOL、ASOD、HONLEA等の反薬物活動、組織に取り組んでいる。ベトナム刑法では、以前は薬物犯罪については2条のみであったが現在は14条ある。現在、薬物法案が国会の承認を得るため提出され、2000年中に完成させる事が急がれている。

#### （1999年中のベトナムの薬物取締状況）

##### （1）薬物取締プロパガンダと予防教育活動

##### （2）薬物取締活動

効果的な早期の予防と前年に行われた基本的な調査のおかげで1999年には、ベトナムの法執行機関は、ネットワークと薬物犯罪地点に対する強力な取締を実施した。これは、いくつかの複雑な薬物犯罪集中地域で古くからの薬物取引組織を攻撃し、反薬物活動に関与するよう人々を動かし、それらは薬物犯罪を圧倒する勢いを生み出した。

密接で効果的な協力のおかげで、1999年に法執行機関は薬物関連犯罪で11,768件、22,835人を検挙し、ヘロイン65.59kg、あへん495.35kg、大麻400.1kg、97,335錠の薬物、麻薬性医療用アンプル115,595本、合成麻薬6,025錠を押収した。また、48件の大事件を検挙し、中には既に数年を費やしたもの、国際的範囲のものもある。部隊はまた、784カ所の複雑な薬物集中地域を破壊した。主な国境地域における薬物取締活動は成功した。4地方のみで全件数の57%、全検挙者の68%を占めた。

上記のような取締の結果、ベトナムを通過する薬物の流通量は削減し、小売りの値段を2、3倍にし、薬物乱用者はあへんや他の薬物に戻らなければ

ならなかった。

(3) けし栽培の撲滅運動と代替活動

(4) 薬物治療及びリハビリテーション活動と児童、生徒に対する薬物予防教育

(5) 薬物対策における国際協力活動

VNDCC は国連機関、ASEAN メンバー国、特に5つの政府間協定、15の閣僚級協定、6つの国内プロジェクト、11の地域プロジェクトにおいて、国境を共有する国々と薬物取締における協力を実施している。

1999年4月、ヴィエトナム警察は公式にアセアナポールの薬物関連犯罪情報システムにアクセスした。1999年には、全国で、多くの薬物取締官が参加した日本を含めた国内外の機関によるトレーニングコースが開催され、多くの薬物対策官が参加したが、彼らの90%以上が直接薬物取締に関わっている。

日本の関係機関は、情報、書類の交換、ヴィエトナムの薬物取締官に対する研修の実施や日本へのスタディーツアーなどさまざまな形で積極的にヴィエトナムの薬物取締活動をサポートしている。



## VI 添付資料

主要面談者リスト

帰国研修員リスト

クエスチョネア集計表





## 主要面談者リスト（ラオス）

### 首相府国際協力室投資協力委員会（Committee for Investment and Cooperation）

・ Dr. Bountheuang MOUNLASY, Director General, Prime Ministers Office, Committee for Investment and Cooperation

### ラオス国家薬物対策委員会（LCDC:Lao National Commission for Drug Control and Supervision ）

・ Mr. Viloun SILAPRANY, Lao National Commission for Drug Control and Supervision

・ Mr. Prasith Sayasith, Deputy Director General, ASEAN Department

### 大蔵省関税局（Customs Department, Ministry of Finance）

・ Mr. Namchay SOUVANNAVONG, Director Counselor, Customs Department, Ministry of Finance 他

### 内務省麻薬取締室（Drug Control Department, Ministry of Interior）

・ Mr. Sengphet YAPHICHIT, Head of International Investigation, Drug Control Department

・ Mr. Vantha THAMMASITH, Deputy Commander, Drug Control Department

### 在ラオス日本国大使館

長野 誠司 一等書記官

赤嶺 綾子 専門調査員

### JICAラオス事務所

青木 眞 所長

池田 則宏 所員

正木 幹生 所員

## 主要面談者リスト（ヴェトナム）

### ヴェトナム国家薬物統制委員会（VNDCC:Vietnam National Drug Control Committee）

- ・ Pol. Col. Bui Xuan Bien, Director of the office of VNDCC
- ・ Mr. Bui Xuan Hieu, Head of the International Cooperation and Project Management Division
- ・ Ph. D. Dang Ngoc Hung, Police Colonel, Deputy Chief of International Cooperation and Project Management Division
- ・ Pol. Major Ta Duc Ninh, General Planning Division 他2名

### 計画投資省（Ministry of Planning and Investment）

- ・ Dr. Ho Quang Minh, Deputy Director General, Foreign economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment

### 公安省警察総局ICPO担当部（Interpol Office, General Department of Police, Ministry of Public Security）

- ・ Mr. Pham Ho, chief of NCB 他3名

### 公安省警察総局国際部（International Relation Department, General Department of Police, Ministry of Public Security）

- ・ Mr. tran Van Tat, Deputy Head of Division-Asian Affairs, International relations Department

### 帰国研修員

- ・ Pol. Lt. Col. Nguyen Xuan Yem, Deputy Director of Office of VNDCC
- ・ Mr. Chu Van Dung, ICPO, General Department of National Police of Vietnam
- ・ Mr. Tran The Viet, Counter Criminal Drug Agency
- ・ Ms. Dang Thi Ngoc Lan, Deputy Chief, General Planning Division, VNDCC
- ・ Mr. Ta Duc Ninh, Senior Officer, General Planning Division, VNDCC

### 公安省警察総局薬物対策部（Department of Drug Crime Prevention, General Department of Police, Ministry of Public Security）

- ・ Mr. Tran Ngoc Oanh, Deputy Director, the Narcotic Drug Prevention and Suppression Department, Ministry of Public Security 他5名

### 在ヴェトナム日本国大使館

阿部 勝美 在ヴェトナム日本国大使館 一等書記官

JICA ヴィエトナム事務所

地曳 隆紀 所長

井代 純 所員

帰国研修員リスト（ラオス）

	研修員氏名	受入期間	所属先	所属先職位
1	Mr. Bounkham Theuambounmy	1990/ 9/10～1990/ 9/28	Ladinational Commission for Secretariat of The Commission	Head of Secretariat
2	Mr. Viloun Silapany	1991/10/14～1991/10/31	Lao National Commission for Control of Narcotics Division	Staff Member of The Secretariat
3	Mr. Prasith Sayasith	1993/10/11～1993/10/28	Lao National Commission for Permanent Secretariat	Head of the Permanent Secretariat
4	Mr. Namchay Souvannavong	1994/10/10～1994/10/27	Ministry of Finances Department of Customs	Deputy Director
5	Mr. Oudom Sisongkham	1995/10/10～1995/10/27	Lao Counter Narcotics Office Investigation Section	Chief Deputy
6	Mr. Sengphet Yaphichit	1999/10/11～1999/10/28	Drug Control Department Ministry of Interior	Head of Investigation Section

帰国研修員リスト (ヴェトナム)

	研修員氏名	受入期間	所属先	所属先職位
1	Mr. Chu Van Dung	1996/10/13～1996/10/30	People's Police of Viet Nam Interpol Ann Drug Section	Investigating Officer
2	Mr. Tran The Viet	1997/10/12～1997/10/29		
3	Ms. Dang Thi Ngoc Lan	1998/10/11～1998/10/28	Vietnam National Drugs Control Committee	Senior Officer, Pol. Major of Police
4	Mr. Ta Duc Ninh	1999/10/11～1999/10/28	Vietnam National Drug Control Committee	Sr. Officer, Pol. Major of Police

クエスショネア集計  
コース名：薬物犯罪取締セミナー  
(ラオス帰国研修員)

質問

I. 職歴と業務内容

1. 帰国後の職務を述べて下さい。

- ・麻薬対策室／捜査主任／’ 94 - ’ 99  
薬物取締課／捜査課長／’ 99 -
- ・NCB 副部長 / ’ 95 - ’ 99  
国家警察署／署長代理／’ 99 -
- ・ラオス国家薬物管理及取締委員会 (LNCD) /副委員長／’ 92 - ’ 95  
税関課／カウンセラー／’ 95 -
- ・ラオス国家薬物管理及取締委員会 (LNCD) 官房室／室長／’ 93 - ’ 95  
在インドネシア、ラオス大使館／参事官／’ 95 - ’ 99
- ・内務省麻薬対策室／司令官代理／’ 91 - ’ 99  
LNCD 官房室／室長代理／’ 99 -

2. 現在の職務について述べて下さい。

- ・現在薬物取締捜査や裁判における検察側へ提出する書類作成等に従事している。
- ・国内、国際捜査協力を担当している。
- ・税関署長への提言、また財務省において税関分野のアドバイザーとして任命されている。また、私の担当する関税分野は麻薬捜査課への指揮、捜査分野指導、麻薬課への捜査アドバイス等である。
- ・現在私はASEANにおいて、政治、治安関係に従事している。
- ・LNCD官房室室長代理として薬物法施行を担当している。

II. 研修成果の活用性

1. 帰国後、研修成果を職務で活用しましたか。

はい ( 5 人) / いいえ ( 人)

「はい」の場合、次の質問に答えて下さい。

1) 研修で得たどのような課題、知識又は経験を活用しましたか。

- ・国際薬物取締法の協力開発
- ・薬物売買取締における国際協力
- ・ハイテク機器を使った捜査や日本の経験
- ・隠匿捜査法や捜査技術
- ・各国の捜査方法に関する知識や経験。日本の地方都市の警察署への視察

2) どのように活用したか詳しく説明して下さい。

- ・麻薬対策のコースに参加することにより、他の参加国の薬物犯罪の現状を学び自国に対応させることが出来た。また、東京、京都、神戸等での警察署の見学も有益であった。
- ・日本で得た国際薬物売買取締に関する知識を使って、現在の自分の部署の薬物取締状況の評価を行った。
- ・日本で得た知識を自組織の職員へアドバイスした。また帰国後国防セミナー等に参加した。
- ・薬物取締法の施行にあたり職場の同僚や、部下に日本で得た知識をもとに提言した。

3) 研修で得た知識を帰国後すぐに適応しましたか。

はい ( 4 人 ) / いいえ ( 1 人 )

2. 職務に有益ではない項目はありましたか。

はい ( 人 ) / いいえ ( 4 人 )

「はい」の場合、理由を述べて下さい。

- ・ハイテク捜査機器を購入する予算が不足しているため。

3. 研修成果発現阻害要因について、次の質問に答えて下さい。

1) 研修成果の適用にあたって上司から理解や協力を得ることができましたか。

はい ( 5 人 ) / いいえ ( 人 )

－いはいえ、の場合その理由を述べて下さい。

2) 適用するために十分な資機材を供給されましたか。

はい ( 1 人) / いいえ ( 4 人)

－いいえ、の場合その理由を述べて下さい。

- ・ハイテク捜査機器を購入する予算が不足しているため。(2)

3) 適用するために十分な人材を供給されましたか。

はい ( 2 人) / いいえ ( 3 人)

－いいえ、の場合その理由を述べて下さい。

- ・本分野における十分な人材および知識が欠乏している。
- ・必要な専門知識や技術を習得した警察官の数が不足している。

4) 研修成果適用にあたって何か問題があれば述べて下さい。

- ・物理的な不足に伴い、財源の問題がある。(2)

### III. 研修コースの評価

1. コース内容はあなたの期待に応えるものでしたか。

1) 講義

- ( 4 ) 大変有益であった
  - ( 1 ) 有益であった
  - ( ) あまり有益ではなかった
- －理由

2) 討論

- ( 3 ) 大変有益であった
  - ( 2 ) 有益であった
  - ( ) あまり有益ではなかった
- －理由

1) 見学

- ( 3 ) 大変有益であった
  - ( 2 ) 有益であった
  - ( ) あまり有益ではなかった
- －理由

2. どのような知識や情報をカリキュラムの中に取り入れるべきだと思いますか。

- ・空港や港湾での薬物隠匿対策現場の実際。
- ・いろいろな国の捜査技術、情報収集、隠匿対策方法等の紹介。

3. 研修内容向上のための提案はありますか。

1) 期間：1ヵ月

2) 応募資格



3) 研修課目：資金洗浄／麻薬捜査における新技術／組織犯罪

4) その他

#### IV. 帰国研修員のフォローアップ

1. JICAでは帰国研修員のために雑誌の送付及び同窓会後援をしています。他に何かリクエストが有りますか。

- ・可能であればJICAの研修動向等の情報を入手したい。また国際麻薬取締の有益情報等も入手したい。

#### V. 帰国研修員とのコミュニケーション

1. 貴国より本セミナーに参加した他の研修員の名前を知っていますか。

- ( 2 ) はい、全員知っている
- ( 2 ) はい、何人か知っている
- ( 1 ) いいえ

2. 他の帰国研修員と情報交換等を行っていますか。

- ( 1 ) はい、国内、外の帰国研修員と情報交換している。
- ( 4 ) はい、自国内の帰国研修員と情報交換している。
- ( ) いいえ

3. 貴国ではJICA帰国研修員のサークルのような活動はありますか。

- ( ) はい。  
-主催者：  
-サークル名：

( ) 現在企画中である。

( 4 ) いいえ。

#### VI. 日本以外の国での研修

1. 日本以外の国での研修を受けたことがありますか。

( 1 ) はい / ( 3 ) いいえ

- ・参加年：' 7 2 - ' 7 3
- 期間：6カ月
- セミナー名：関税行政
- 主催国：アメリカ
- 主催機関：アメリカ政府

2. 日本での研修と比較して、本コースの改善に何か提案はありますか。

- ・日本での研修における、研修員としての待遇が大変よかった。特に多くの日本警察の幹部と面会できたことは有益であった。また、講師、研修スタッフとも、大変友好的で、有能であった。
- ・日本の研修は大変満足できるものであった。研修で得た知識は日々の業務に大変役立っており、感謝している。

ご協力有難うございました。

クエスショネア集計  
コース名：薬物犯罪取締セミナー  
(ヴェトナム帰国研修員)

質問

I. 職歴と業務内容

1. 帰国後の職務を述べて下さい。

- ・ VNDCC / 署長代理
- ・ 中央薬物犯罪局 / 少佐 / ' 0 0 -
- ・ ベトナム麻薬薬物管理委員会 (VNDCC) / 主任 / ' 9 9 -

2. 現在の職務について述べて下さい。

- ・ VNDCC はベトナム公共治安省内にある常設官房室であり、ベトナム政府より地方、中央都市の薬物犯罪取締や、また国際間での捜査協力等の責任を担っている。
- ・ 薬物犯罪に関する情報の収集、捜査。薬物犯罪に対する法の執行。
- ・ 薬物管理活動の報告書の作成。各関連省庁間との薬物取締政策の調整。薬物犯罪取締における国際協力。

II. 研修成果の活用性

1. 帰国後、研修成果を職務で活用しましたか。

はい ( 2 人 ) / いいえ ( 人 )

「はい」の場合、次の質問に答えて下さい。

1) 研修で得たどのような課題、知識又は経験を活用しましたか。

- ・ 日本での研修で最も印象的だったのは、政策に基づいた薬物取締法の制定であった。帰国後、上司に日本で学んだことを報告した。
- ・ 地域警察や国際間での協力体制。
- ・ 組織犯罪防止、国際資金洗浄防止における日本の経験や技術。

2) どのように活用したか詳しく説明して下さい。

- ・ 他の職員と共に地方政府と中央政府との密接な協力体制の確立を上司に提言している。
- ・ 麻薬犯罪の国際化の現状。
- ・ 薬物取締課で講義を行った。

3) 研修で得た知識を帰国後すぐに適応しましたか。

はい ( 3 人 ) / いいえ ( 0 人 )

2. 職務に有益ではない項目はありましたか。

はい ( 人 ) / いいえ ( 3 人 )

「はい」の場合、理由を述べて下さい。

・ハイテク捜査機器を購入する予算が不足しているため。

3. 研修成果発現阻害要因について、次の質問に答えて下さい。

1) 研修成果の適用にあたって上司から理解や協力を得ることができましたか。

はい ( 3 人 ) / いいえ ( 人 )

－いいえ、の場合その理由を述べて下さい。

2) 適用するために十分な資機材を供給されましたか。

はい ( 3 人 ) / いいえ ( 人 )

－いいえ、の場合その理由を述べて下さい。

3) 適用するために十分な人材を供給されましたか。

はい ( 3 人 ) / いいえ ( 人 )

－いいえ、の場合その理由を述べて下さい。

4) 研修成果適用にあたって何か問題があれば述べて下さい。

・第一の原因として自国のインフラが整備されていないことと、法執行を管理する省庁に必要な知識、人材が十分配置されていない。

### III. 研修コースの評価

1. コース内容はあなたの期待に応えるものでしたか。

1) 講義

( 2 ) 大変有益であった

( 1 ) 有益であった

( ) あまり有益ではなかった

－理由

2) 討論

- ( 1 ) 大変有益であった
- ( 2 ) 有益であった
- ( ) あまり有益ではなかった  
－理由

3) 見学

- ( 3 ) 大変有益であった
- ( ) 有益であった
- ( ) あまり有益ではなかった  
－理由

2. どのような知識や情報をカリキュラムの中に取り入れるべきだと思いますか。

- ・新しいタイプの薬物、麻薬隠匿のいろんな手法とその対策。地方政府と中央政府、隣接国との情報交換や協力体制に関する手順。薬物取締法の外枠等。

3. 研修内容向上のための提案はありますか。

- 1) 期間：3週間
- 2) 応募資格：一般警察官
- 3) 研修課目：麻薬取締捜査における知識、技術の向上
- 4) その他：また、幹部警察官に対する、薬物法の制定等のコース

IV. 帰国研修員のフォローアップ

1. JICAでは帰国研修員のために雑誌の送付及び同窓会後援をしています。他に何かリクエストが有りますか。

- ・日本の薬物犯罪取締に関する最新の情報や、可能であれば捜査用具や機器を提供していただきたい。

V. 帰国研修員とのコミュニケーション

1. 貴国より本セミナーに参加した他の研修員の名前を知っていますか。

- ( 1 ) はい、全員知っている
- ( 1 ) はい、何人か知っている
- ( 1 ) いいえ

2. 他の帰国研修員と情報交換等を行っていますか。

- ( 2 ) はい、国内、外の帰国研修員と情報交換している。
- ( ) はい、自国内の帰国研修員と情報交換している。
- ( 1 ) いいえ

3. 貴国では J I C A 帰国研修員のサークルのような活動はありますか。

( ) はい。

—主催者：

—サークル名：

( ) 現在企画中である。

( 2 ) いいえ。

#### VI. 日本以外の国での研修

1. 日本以外の国での研修を受けたことがありますか。

( 1 ) はい / ( 2 ) いいえ

・参加年：' 9 7

期間：6日

セミナー名：薬物取締法行政

主催国：タイ

主催機関：DEA

2. 日本での研修と比較して、本コースの改善に何か提案はありますか。

- ・日本以外での研修は受けたことはないが、他の国で研修を受けたことのある同僚等から聞いた限りでは J I C A 研修は大変良く構成されており、また友好的に雰囲気であった。

ご協力有難うございました。

**クエスショネア集計**  
**コース名：薬物犯罪取締セミナー**  
**(ヴィエトナム配属先)**

1. 組織名

- ・ Vietnam National Drug Control Committee (VNDCC)
- ・ Counter Criminal Drug Agency

2. 貴組織の業務を簡単に説明して下さい。

- ・ VNCDDは薬物犯罪分野における政策、ガイダンス、指導案等と政府に提言する機関である。また、設定された政策等はベトナム各都市にVNCDDの監視、管理のもとに執行される。またVNCDDによって全国より集められたデータはや情報は一般警察官に連絡され、それにより効果的な薬物犯罪取締り捜査を推進している。
- ・ 公共安全サービスへの人材の配置、麻薬犯罪取締捜査、関連法律の適用。

1. 本分野における研修の重要性

1. 貴組織では病院行政及び医療サービス管理のどの部所が最も開発において重要ですか。

- ・ 薬物犯罪捜査における技術の向上、薬物取締法の確立、国際協力捜査等
- ・ 国際協力。

その理由を述べて下さい。

- ・ VNCDDは現在近隣国との間で薬物犯罪情報の交換を推進している。またVNCDDには現在、薬物取締関連の法律設定における知識、技術、経験を所有する職員がいないため。
- ・ 現在ベトナムにおいても、薬物犯罪の国際化が大きな問題になっているため。

2. 貴部門において何かプロジェクトはありますか。

1) 現在 はい ( 1 ) / いいえ ( 1 )

はい、の場合そのプロジェクトについて簡単に説明して下さい。

- ・ 現在UNDEPの資金援助によるいくつかのプロジェクトが進行している。

2) 過去3年間 はい ( ) / いいえ ( 1 )

3) 現在以降5年間 はい ( 1 ) / いいえ ( 1 )

## 一 組織内コンピューター・ネットワークの拡大

### II. 本研修の評価

1. 本研修概要で記述されていた研修の目的及び到達目標は貴国の要望に合うものでしたか。

はい ( 2 ) / いいえ ( )

いいたの場合その理由を述べて下さい

2. 本研修をより貴国の本分野の要望に会うようにするために、コースの目的及び到達目標を変える必要があると思いますか。

はい ( ) / いいえ ( 2 )

はいの場合、どのように変えるべきか提案して下さい。

3. 貴組織は日本での研修を終えた帰国研修員を評価しますか。

はい ( 2 ) / いいえ ( )

はいの場合どのように評価しているか記述して下さい。

- ・ 帰国後、所属先の上司に研修成果を報告させる。
- ・ 研修成果に関する報告書を作成させる。

### III. 研修候補者の選考

1. 貴組織ではどのように J I C A 研修の候補者を選考していますか。

- ・ J I C A より研修コースの招請を受けると、その情報を VNDCC の幹部に報告し、各幹部は該当する各関係組織に研修参加への応募を募る。各関連組織より推薦された者は VNDCC により最終的に承認を受け、候補者となる。
- ・ J I C A より G I の資格要項に合わせ、組織内で適合する人材を選出する。

2. 候補者の選考にはどのくらいの期間を費やしますか。

- ・ 2 ~ 3 週間
- ・ 1. 5 カ月



3. 本コースのコース概要をどの機関より入手しましたか。そしてどのように貴組織職員に本コースの情報を提供しましたか。

- ・ J I C A ベトナム事務所より入手した。
- ・ J I C A から関係省庁を経て、自組織の総務部から人事部に届けられる。

#### IV. 適応性

1. 帰国研修員の持ち帰った知識、技術の適応について以下の質問に答えて下さい。

1) 帰国研修員の持ち帰った知識、技術の適応はどのように貴組織に影響を与えましたか。

- ・ 帰国研修員は日本での研修終了後、研修で得た知識をレポートにまとめ、それらのレポートは参考資料として、利用されている。
- ・ 薬物犯罪取締における国際協力の重要性を認識させた。

2) どのように貴組織では帰国研修員が持ち帰った知識や情報を活用していますか。

- ・ 帰国研修員が日本で得た知識、や研修資料等は、国際課の指示によりまずベトナム語に翻訳され、組織内の職員に配布される。

2. 帰国研修員の持ち帰った知識を有効に貴組織で活用するための何か計画はありますか。

はい ( 1 ) / いいえ ( 1 )

はい、の場合どのような計画か簡単に説明して下さい。

- ・ 日本の薬物取締対策に関する政策、効果的な警察組織の構築、法の執行官の育成を参考に、ベトナム国内でも警察官むけに研修やセミナーを開催することで、薬物犯罪対策の強化を計っていく計画がある。

#### V. その他の海外研修

1. 貴組織では職員を日本以外の他の国の研修に参加させていますか。

はい ( 2 ) / いいえ ( )

はい、の場合その研修について記述してください。

- ・ 参加年：1999年
- ・ 期間：1.5か月
- ・ コース/セミナー名：薬物対策
- ・ 主催国：タイ
- ・ 主催組織：DRA

- ・参加年：1996年  
期間：5日  
コース／セミナー名：薬物対策人事  
主催国：マレーシア  
主催組織：DEA
- ・参加年：1997年  
期間：6日  
コース／セミナー名：薬物対策行政  
主催国：タイ  
主催組織：DEA

2. 日本以外の国での研修と比較して、JICA研修に対して何か提案はありますか。

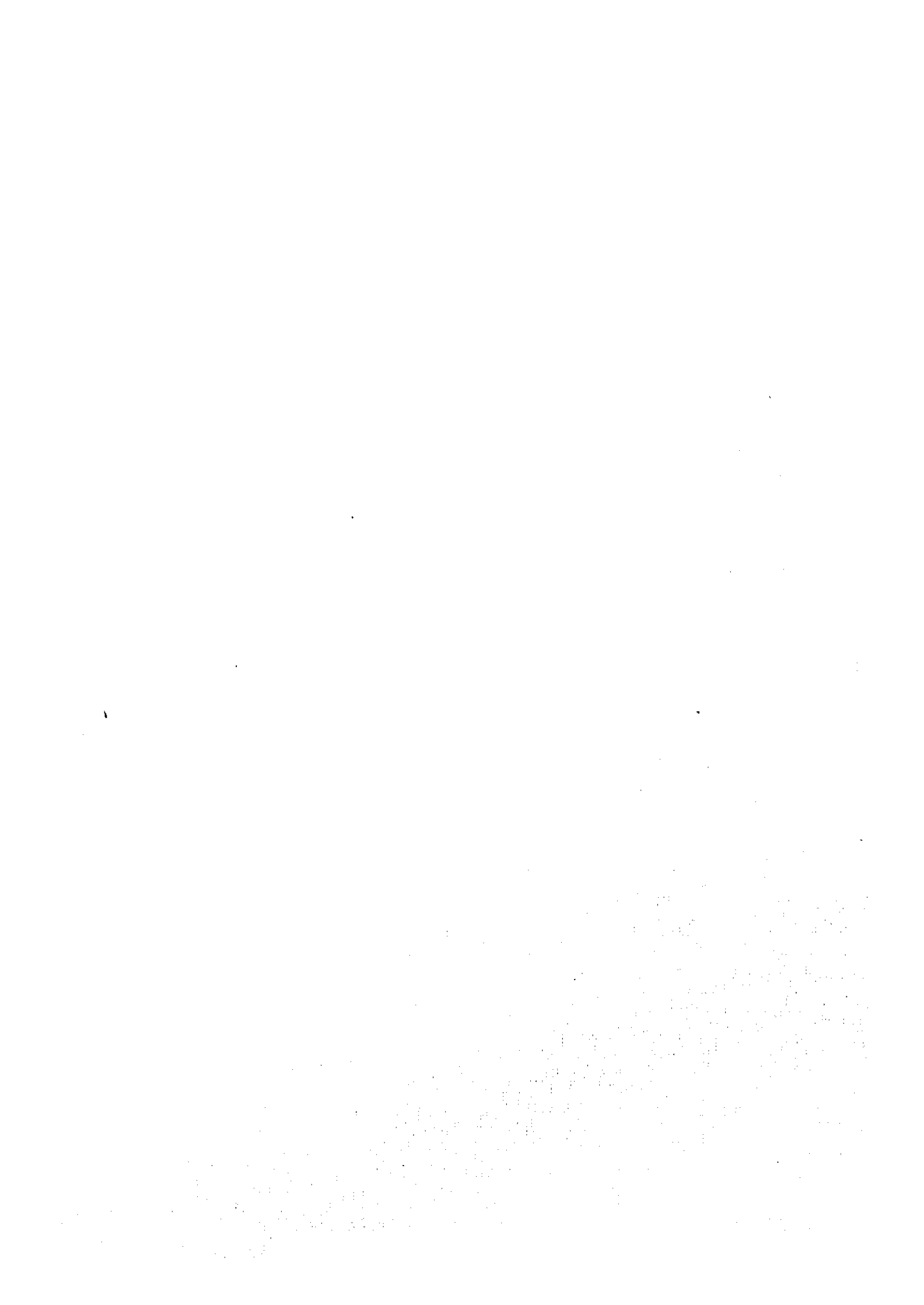
- ・薬物犯罪捜査官のための専門的な薬物捜査や薬物鑑識等、犯罪実態調査の具体的なコースがあればよいと思う。また、薬物取締における国際間の連帯強化のためのコースも必要であると思う。

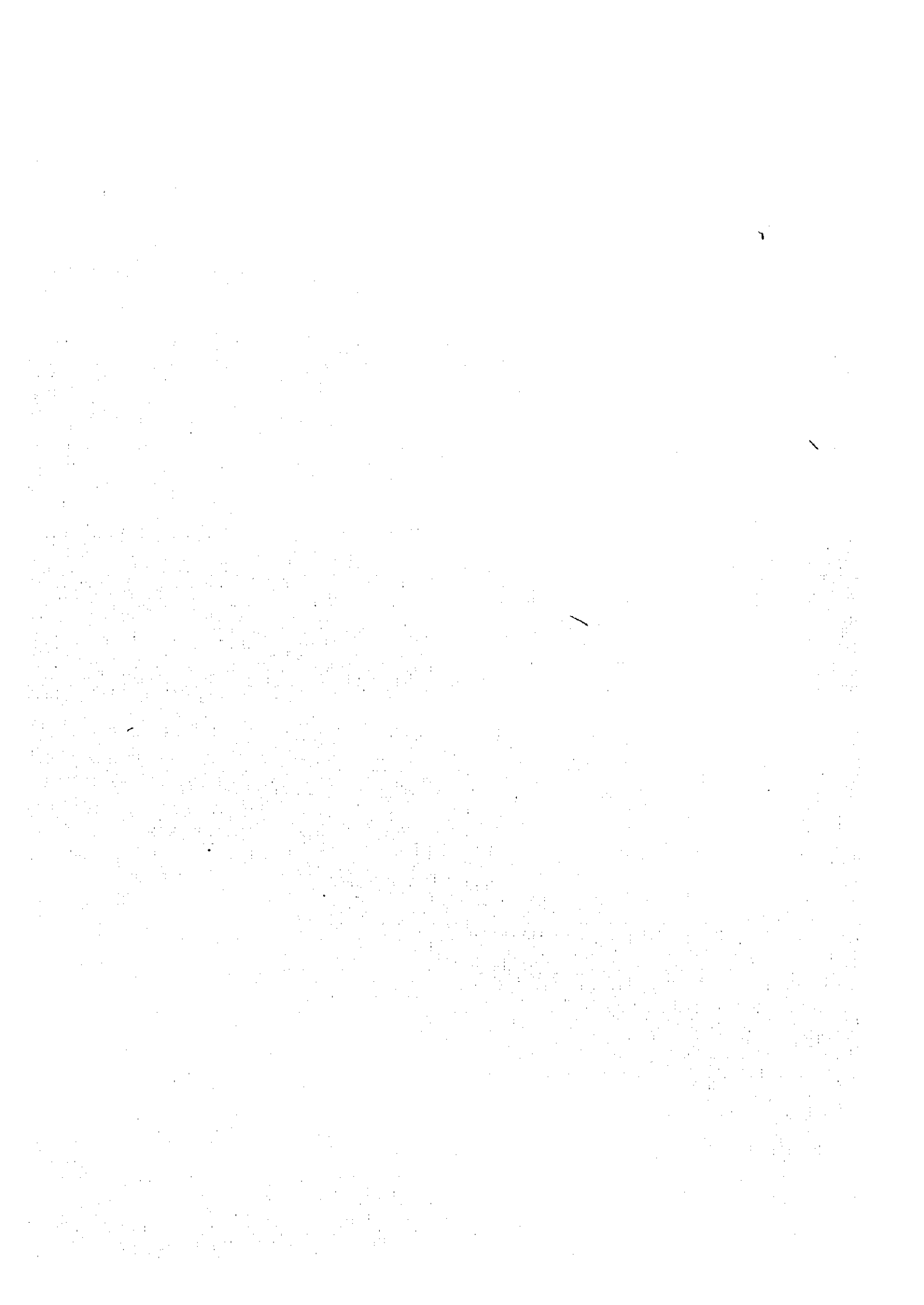
## VI. その他

1. JICA研修コースに対して他に要望があれば述べて下さい。

- ・ベトナムにはまだ、麻薬取締対策分野において専門知識や技術を有する警察官の数が少ないので、日本に定期的な関連分野のコースを提供していただくと助かる。また、本分野における、参考資料や書籍、薬物サンプル、薬物検出のための機器等を援助してもらいたい。







JICA